

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

改 正 案	現 行
<p>（禁止行為）</p> <p>第六十四条の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第六十四条の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五 （略）</p>